

横芝光町電子調達システム運用基準

平成25年4月1日制定

平成26年4月1日一部改正

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、横芝光町電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）、横芝光町電子入札約款等に定めるもののほか、電子入札の事務処理に必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 横芝光町電子調達システム

横芝光町の発注する建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借入並びに役務の提供に係る入札を処理するシステムで「電子入札システム」、「入札情報サービス」及び「入札参加資格申請システム」をもって構成される。横芝光町電子調達システムは、千葉県内の市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービス

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

ちば電子調達システムにおける入札情報サービスの入札参加業者資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び内訳書等を使用して行う入札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

電子入札案件に対して、紙に記載した一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び内訳書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) ICカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と横芝光町の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(11) 電子くじ

電子入札システムにおいて、電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等についてインターネット技術を利用して行うシステムである。その導入の目的は、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、透明性の向上及び入札・契約事務の簡素化・合理化等を図るものである。このシステムは、横芝光町が案件の登録、入札参加資格確認申請書、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者側が入札書の提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書を格納したICカード（以下「ICカード」という。）を取得し、入札参加業者資格者名簿に登録された者とする。注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用するものである。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入力方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、横芝光町が電子入札により発注する、建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借入並びに役務の提供の調達案件に適用する。この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスについて

入札情報サービスとは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムである。その導入の目的は、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と、情報を住民に広く公表することで、電子入札における透明性の向上を図る

ものである。

2-6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムである。その導入の目的は、申請者の書類作成及び町役場への来庁等の負担軽減を図るものである。

2-7 システムに関する問い合わせについて

横芝光町は、電子調達システムを利用する利用者に対し、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムサポートデスクを利用するものとする。ちば電子調達システムサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の休日に関する条例を参照）を除く9：00から17：00とする。

なお、17：00以降の受付は、電子メールとし、回答は翌日以降に行うものとする。

2-8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス及び入札参加資格申請システムの運用日・運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	入札参加資格申請システム
受注者	8:00～24:00	0:00～24:00	8:00～24:00
	(県の休日も含む)		

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて、当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取り扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札業者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しく IC カードを取得した場合、電子入札システムの利用者登録を行うものとする。利用者登録は、入札参加業者資格者名簿と IC カードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

(1) 企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX 番号
- ③ 部署名

(2) 代表窓口情報・IC カード利用部署情報

- ④ 連絡先名称（部署名等）
- ⑤ 連絡先郵便番号
- ⑥ 連絡先住所
- ⑦ 連絡先氏名
- ⑧ 連絡先電話番号
- ⑨ 連絡先 FAX 番号
- ⑩ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

IC カードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、横芝光町入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者をいう。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者の IC カードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得等の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

電子入札業者は、使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ICカード企業名称
 - ・ICカード取得者氏名
 - ・ICカード取得者住所
 - ・所属組織の本店所在地（登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のICカードの取り扱い

電子入札業者は、競争参加資格確認申請書の提出から開札手続きが終了するまで同一のICカードを使用し、開札予定日前にICカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取り扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

3-2 対象入札案件の取り扱いについて

3-2-1 競争参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、電子入札案件について、競争参加資格確認申請書等の提出を電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札参加する場合は3-7の規定によるものとする。

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等の提出について、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕をもって提出するものとする。

3-2-2 競争参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、競争参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

横芝光町の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、横芝光町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

横芝光町の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、横芝光町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消しされた場合について

横芝光町の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、横芝光町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取り扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルを添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

競争参加資格確認申請書の提出時は「誓約書」を添付することとし、入札金額内訳書の提出を求めている入札においては、入札書の提出時に「入札金額内訳書」を添付することとする。

なお、その他必要とする添付書類がある場合は、入札公告にその旨を記載するものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat9 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zipまたはlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-3-3 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し書類を作成することとし、添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

横芝光町は、添付された書類にウィルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-3-4 必要書類の再提出について

競争参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、かつ横芝光町か

ら受付票が発行されないときは、参加申込締切日時までに電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあつては、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ・提出する書類は、電子入札システムの競争参加資格確認申請書受信確認通知の写し及び当該提出に係る必要書類一式とする。ただし、電子入札システムでの提出との分割提出は認めないので注意すること。
- ・郵送にあつては、配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。
- ・提出先は、入札執行課とする。
- ・提出期限は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムでの提出期限と同一とし、期限内必着とする。入札執行課は必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取り扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。指名通知書の内容は以下のものとする。

- ・入札参加業者コード
- ・企業名称
- ・代表者氏名
- ・調達案件番号
- ・調達案件名称
- ・入札開始日時
- ・入札書提出締切日時
- ・開札予定日時
- ・その他連絡事項

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムを利用して入札書の提出を行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ横芝光町が設定した入札書受付締切予定日時をもって、電子入札システムにより締切るものとする。

以降横芝光町は、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日（土日祝日及び年末年始を含む。）の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な期間余裕をもって、入札書を提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

横芝光町の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、横芝光町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は、最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに、電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退申請書を提出するものとする。

入札書締切予定日時以降、開札開始予定日時までは、電話等により入札を辞退する旨を入札執行課まで連絡のうえ、入札辞退届を入札執行課に提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取り扱いについて

入札参加者が入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わず、かつ開札開始予定日時までに入札辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取り扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札参加者は、入札公告の規定により入札金額内訳書を添付する案件については、入札書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

また、入札金額内訳書は、「案件名称」「商号又は名称」を記載したものを表紙として盛り込むものとする。

添付する内訳書の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat9 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zipまたはlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-5-3 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成及び添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

横芝光町は、添付された書類にウィルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-5-4 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

入札参加者は、添付する入札金額内訳書のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合に限っては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送等で提出するものとする。

- ① 二重封筒とすること。
- ② 中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に「入札金額内訳書在中」の旨並びに「案件名」を記入すること。
- ③ 外封筒に「入札書受信確認通知を印刷したもの」及び「中封筒」を入れること。
- ④ 郵送に当たっては、入札書受付締切予定日を指定(配達日指定郵便)して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ⑤ 郵送先は入札執行課とする。上記の規定にかかわらず、入札執行課から別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

横芝光町は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札候補者の決定を行うものとする。

3-6-2 開札時の立ち会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、復代理人が立ち会う場合は、立会委任状を立ち会い時に提出するものとする。

開札の立ち会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

3-6-3 落札候補者の決定について

横芝光町は、開札により落札候補者が決定した場合、当該候補者の入札参加資格の事後確認を行うため、落札決定を保留するものとする。この場合、入札参加者全員に対し電子入札システムにより保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

3-6-4 くじになった場合の取り扱い

横芝光町は、落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あり、くじにより落札候補者の決定を行うこととなった場合、電子入札システムにおい

て電子くじを実施し、落札候補者を決定するものとする。

紙入札業者の場合は、入札書に記載した「くじ番号」を入札執行者が入力するものとする。ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-6-5 落札者の決定について

横芝光町は、落札者が決定した場合、入札参加者全員に対し電子入札システムにより落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3-6-6 再度入札について

横芝光町は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムより、再入札通知書を発行するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

再入札書の提出期限は、横芝光町が指定する日時とする。

ただし、横芝光町が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記してある場合は、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3-6-7 入札の保留について

横芝光町は、入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-8 開札の延期について

横芝光町は、開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3-6-9 入札の取りやめについて

横芝光町は、入札の不調等により入札を取りやめにする場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取りやめ通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取りやめ通知書の内容を確認するものとする。

3-6-10 入札結果の公表について

横芝光町は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、横芝光町は入札情報サービスにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

横芝光町は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札導入のため、IC カード発行の申請中で当該事由を証明するための書類を提出できる場合
- ② IC カードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ IC カードの失効により IC カードが使用できなくなったため、IC カード再発行の申請中で当該事由を証明するための書類を提出できる場合
- ④ IC カードの有効期限内における紛失及び破損で IC カードが使用できなくなり、IC カード再発行の申請中の場合
- ⑤ パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書等が提出できない場合
- ⑥ その他、横芝光町がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札業者として参加する場合の取り扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（様式2）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、3-7-1 ②、④及び⑤の事由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（様式2）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

指名競争入札の場合における紙入札業者としての入札参加は、3-7-1の事由のいずれかに該当することを入札執行課が事前に確認したときに「指名通知書」（様式6）により通知するものとする。

ただし、いずれの入札の場合においても紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札（電子入札）参加資格確認申請書（様式3）及び入札書（様式4）等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（様式2）を入札執行課に提出した後、「紙入札による入札参加に係る通知書」（様式5）により通知されるものとする。

3-7-4 紙入札業者の再度入札について

横芝光町は、再度入札となった場合3-6-6の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、再入札書受付締切予定日時までに「入札書」（様式4）を入札執行課まで持参により提出するものとする。なお、その提出においては、「入札書」（様式4）を封筒に入れ封印の上、提出するものとする。

4. 入札情報サービス（P P I）

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 システムの利用者について

全ての住民は、入札情報サービスを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスへの公表対象案件は、横芝光町が発注する建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借入並びに役務の提供に係る電子入札の入札情報とする。

4-1-3 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトで明示する。

5. 入札参加資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与

申請IDとパスワードの付与については、別に定める。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請ID及びパスワードの管理

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に、申請ID及び本人が登録したパスワードについては自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、横芝光町は、申請・届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに横芝光町に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに横芝光町に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに横芝光町が定める所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、横芝光町に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は、当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者若しくは他の第三者が被った損害については、横芝光町は

一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令及び横芝光町個人情報保護条例等に基づいた取り扱いを行い、個人情報の保護に努めるものとする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて、他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱いについて

6-1 横芝光町のトラブル

横芝光町は、横芝光町電子調達システム用サーバー及びネットワーク等に障害が発生し、入開札業務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札業務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、横芝光町は、状況に応じて横芝光町ホームページ、電子メール及び電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む。）に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加希望業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行及び利用者登録が間に合わなかった場合は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、代替のICカードにより現在参加中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードを準備できてない

時は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札の参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は代替機器を準備できない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、入札執行課に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取り扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取り扱いについて

横芝光町は、入札参加者が次に掲げる場合その他 IC カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者の IC カードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数の IC カードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3-3-3 又は 3-5-3 の規定により、横芝光町が警告したにも関わらず有効な処置を講じることなく、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

8. 免責事項

8-1 横芝光町電子調達システムの改修、運用の停止等

横芝光町は、必要があると認めるときは、横芝光町電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、横芝光町は一切の責任を負わないものとする。

8-2 横芝光町電子調達システム運用基準の変更

横芝光町は、利用者への事前の通知を行うことなく横芝光町電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に横芝光町電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。